第六十一条中「この編の規定に従い作成される」を削り、「次に掲げる」の下に「いずれかの」を加え、同条各号を次のように改める。

一　この編（第百二十条を除く。）の規定に従い作成される次のイからニまでに掲げるもの

イ　連結貸借対照表

ロ　連結損益計算書

ハ　連結株主資本等変動計算書

ニ　連結注記表

二　第百二十条の規定に従い作成されるもの

第百二十条を次のように改める。

（国際会計基準で作成する連結計算書類に関する特則）

第百二十条　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第九十三条の規定により連結財務諸表の用語、様式及び作成方法について指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この条において同じ。）に従うことができるものとされた株式会社の作成すべき連結計算書類は、指定国際会計基準に従って作成することができる。この場合においては、第一章から第五章までの規定により第六十一条第一号に規定する連結計算書類において表示すべき事項に相当するものを除くその他の事項は、省略することができる。

2　前項の規定により作成した連結計算書類には、指定国際会計基準に従って作成した連結計算書類である旨を注記しなければならない。

3　第一項後段の規定により省略した事項がある同項の規定により作成した連結計算書類には、前項の規定にかかわらず、第一項の規定により作成した連結計算書類である旨及び同項後段の規定により省略した事項がある旨を注記しなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（国際会計基準で作成する連結計算書類に関する経過措置）

第二条　この省令による改正後の会社計算規則（以下「新会社計算規則」という。）第百二十条の規定は、平成二十二年三月三十一日以後に終了する連結会計年度に係る連結計算書類について適用し、同日前に終了する連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。

（米国基準で作成する連結計算書類に関する経過措置）

第三条　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成十四年内閣府令第十一号）附則第三項又は連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成二十一年内閣府令第七十三号）附則第二条第二項若しくは第三項の規定により連結財務諸表の用語、様式及び作成方法について米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によることができるものとされた株式会社の作成すべき連結計算書類については、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によることができる。この場合においては、新会社計算規則第三編第一章から第五章までの規定により連結計算書類において表示すべき事項に相当するものを除くその他の事項は、省略することができる。

2　前項の規定による連結計算書類には、当該連結計算書類が準拠している用語、様式及び作成方法を注記しなければならない。

（会社法施行規則の一部改正）

第四条　会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第百三十二条第五項第一号中「イ又はロ」を「イからハまで」に改める。

○財務省・農林水産省令第二号

農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）及び農地法施行令等の一部を改正する政令（平成二十一年政令第二百八十五号）の施行に伴い、農地対価等徴収規則を廃止する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月十一日

財務大臣　藤井　裕久

農林水産大臣　赤松　広隆

農地対価等徴収規則を廃止する省令

農地対価等徴収規則（昭和二十八年大蔵省・農林省令第一号）は、廃止する。

附　則

この省令は、農地法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年十二月十五日）から施行する。

○厚生労働省・農林水産省令第一号

農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）及び農地法施行令等の一部を改正する政令（平成二十一年政令第二百八十五号）の施行に伴い、並びに独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）附則第十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行令等の一部を改正する政令（平成十三年政令第三百六十三号）第一条の規定による改正前の農業者年金基金法施行令（昭和四十五年政令第二百六十六号）第十二条の二第一号ヘ及びチ並びに第十二条の三第一項第二号並びに独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する政令附則第十四条第二号及び第三号の規定に基づき、独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行規則等を廃止する省令第一号の規定による廃止前の農業者年金基金法施行規則及び独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律の施行に伴う旧年金給付等に関する経過措置に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月十一日

厚生労働大臣　長妻　昭

農林水産大臣　赤松　広隆

独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行規則等を廃止する省令第一号の規定による廃止前の農業者年金基金法施行規則及び独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律の施行に伴う旧年金給付等に関する経過措置に関する省令の一部を改正する省令

（旧農業者年金基金法施行規則の一部改正）

第一条　独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）附則第十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行規則等を廃止する省令（平成十三年厚生労働省・農林水産省令第四号）第一号の規定による廃止前の農業者年金基金法施行規則（昭和四十五年厚生省・農林省令第二号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の十九第一号中「第四条第三項第一号」を「第四条第四項第一号」に改める。